

ブリヂストングループのみなさまへ

入院・手術を一生保障する医療保険。 簡易な告知でお申込みいただけます。

※告知について、詳しくは9ページをご参照ください。



ご利用いただけるサービスについては
アクサ生命ホームページでご確認ください。



医療保険 新終身コース('17)

終身払プラン 手術給付特約・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)付
入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

65歳払込満了プラン 手術給付特約付
入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉



団体名：株式会社ブリヂストン
引受保険会社：アクサ生命保険株式会社

この保険は以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

**病気やケガ
(ガンを含む)
の保障** 入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉〈主契約〉
手術給付特約／手術補完給付特約／先進医療給付特約(12)
生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉／3大疾病診断給付特約(03)

**ガンの
保障** ガン化学療法・緩和療養給付特約

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」を必ずご覧ください。

- 生命保険募集人について
アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- このパンフレットに記載の内容は平成29年2月現在のものです。

引受保険会社



〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/>

取扱募集代理店・お問合せ先

ブリヂストンビジネスサービス株式会社 保険部
〒104-0031 東京都中央区京橋3-1-1
TEL 03-6836-3563

取扱店

アクサ生命保険株式会社 東京法人営業部
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7440

Form No.0D3033(5.0) AXA-A1-1702-0231/9F7 2017.02.15

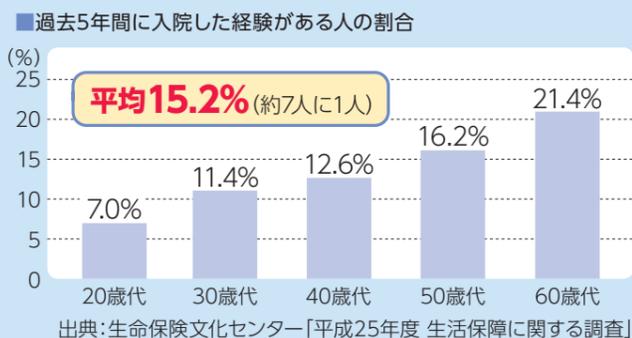
2017.02

病気やケガで入院するリスクについて、考えたことがありますか？

POINT 1

入院はどなたにも起こり得る身近な出来事ですので、日ごろから備えておくと安心です。

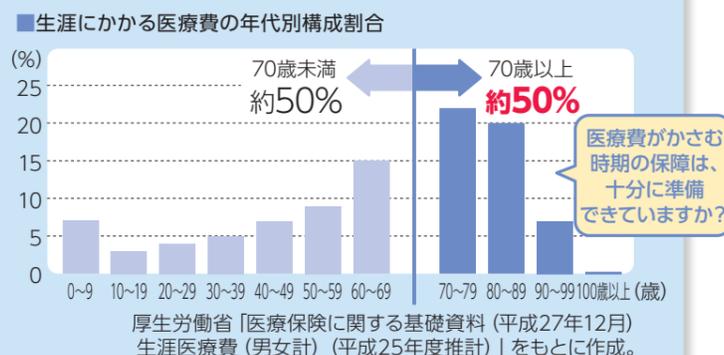
約**7人に1人**が、過去5年以内に「入院」を経験しています。



POINT 2

歳を重ねるほど病気やケガのリスクは高くなります。医療保障は一生涯備えておくと安心です。

生涯に必要な医療費の約**半分**が**70歳以降**にかかっています。



POINT 3

入院時にかかる費用は治療費ではありません。ご自分にあった医療保障を準備しておくと安心です。

入院されると治療費以外にも、「差額ベッド代*1」「食事代などの一部負担」「入院中の日用品」などの費用がかかる場合があります。

入院時の自己負担額は、1日あたり平均約**10,100円+α**となります。



*1 患者の希望により特別療養環境室に入院した場合に差額ベッド代が発生します。差額ベッド代は医療機関により異なります。
 *2 厚生労働省「平成25年 医療給付実態調査」をもとにアクサ生命が計算。(推計平均在院日数31.59日、推計1入院あたり医療費総額1,005,169円。高額療養費制度適用後(70歳未満・所得区分「年収 約370万円~約770万円」、月初から入院された場合)の金額)
 *3 出典: 厚生労働省 中央社会保険医療協議会「主な選定療養に係る報告状況」1日当たり徴収額 金額階級別病床数 平成26年7月1日現在(平成27年10月14日総会資料)
 *4 所得区分「一般」の場合。実際の自己負担額は年齢や所得によって異なります。
 ※平成29年1月時点の公的医療保険制度にもとづき作成。

充実の医療保障で病気やケガのリスクに一生涯にわたって対応。

特長 1

病気・ケガによる**入院**を**一生涯保障!**

病気やケガで入院された場合、日帰り入院*1から入院給付金をお支払いします。
 *1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

特長 2

ガンによる**入院**は、**何日でも保障!**

ガンによる入院は、再発・転移の場合に備えて、お支払日数に制限がありません。

特長 3

ご希望にあわせて**保険料払込期間の選択**ができます。

終身払プラン 保険料が割安*2で一生涯上がりません。

*2 主契約の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。

65歳払込満了プラン 保険料の払込みが65歳で満了となるため、以後の保険料がかかりません。



特長 4

特約を付加すると、**さらに保障が充実!**

特約Iを付加すると...

公的医療保険制度の対象となっている約**1,000種類の手術***3を保障

高額になりがちな「先進医療」の技術料を**全額保障***4

手術補完給付特約

先進医療給付特約(12)

*3 一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。
 *4 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

特約IIを付加すると...

生活習慣病による入院を保障

生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉

特約IIIを付加すると...

3大疾病を保障

3大疾病診断給付特約(03)

特約IVを付加すると...

ガンによる**化学療法(抗がん剤治療)**と**緩和療養**を保障

ガン化学療法・緩和療養給付特約

*65歳払込満了プランは、「ガン化学療法・緩和療養給付特約」を付加することはできません。



さらに **ご利用いただけます。**

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

詳しくは10ページへ

終身払プラン

保険期間・保険料払込期間：終身(3大疾病診断給付特約(03)は、保険期間・保険料払込期間：80歳、ガン化学療法・緩和療養給付特約は、保険期間・保険料払込期間：10年(90歳まで自動更新。))

65歳払込満了プラン

保険期間：終身・保険料払込期間：65歳(3大疾病診断給付特約(03)は、保険期間：80歳・保険料払込期間：65歳)

●入院給付金日額5,000円を1口として、3口(入院給付金日額15,000円)までお申込みいただけます。2口・3口の場合は、1口の2倍・3倍以下の方は1口のみとなります。)

ただし、先進医療給付特約(12)およびガン化学療法・緩和療養給付特約については口数にかかわらず、一律、記載の金額となります。

保障内容

このようにときにお支払いします		お支払額	終身払プラン 1口の場合 (入院給付金日額5,000円)	65歳払込満了プラン 1口の場合 (入院給付金日額5,000円)
入院 主契約	ガン以外の病気に 入院したとき	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円
	ケガにより入院したとき	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、通算1,095日限度		
	ガンにより入院したとき	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限		
死亡 主契約	死亡したとき	死亡保険金 入院給付金日額×10	— (保障はありません)	5万円
手術 手術給付特約	手術を受けたとき (対象となる手術(88種類)*2 別表参照)	手術給付金 手術給付金日額*3×40・20・10	手術の種類に応じて、 1回につき 20・10・5万円	手術の種類に応じて、 1回につき 20・10・5万円

プラス 特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

特約Ⅰ	手術補完 手術補完給付特約*4	手術または放射線治療 (新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。	手術補完給付金 手術補完給付金日額*3×5 放射線治療は60日に1回限度	1回につき 2.5万円	1回につき 2.5万円
	先進医療 先進医療給付特約(12)	先進医療による療養を受けたとき 先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金 1回の療養につき 1,000万円限度、通算2,000万円限度 先進医療一時金	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*5 15万円	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*5 15万円
特約Ⅱ	生活習慣病 生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*3×入院日数 1入院120日限度、通算1,095日限度	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円
特約Ⅲ	3大疾病 3大疾病診断給付特約(03)	ガン、急性心筋梗塞、脳卒中により 所定の状態になったとき (例)脳卒中により60日以上、言語障害が継続したとき	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中 診断給付金 3大疾病診断給付金額 各診断給付金について1回限度	各診断給付金 それぞれ1回につき 50万円	各診断給付金 それぞれ1回につき 50万円
特約Ⅳ	ガンの治療 ガン化学療法・緩和療養 給付特約	ガンにより 化学療法(抗がん剤治療)を受けたとき	特約化学療法給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円	— (付加できません)
		ガンによる疼痛などの緩和のために 緩和ケアを受けたとき	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額 月1回、通算12ヵ月限度	1回につき 5万円	— (付加できません)

※保険金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



ご利用いただけます。



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

詳しくは
10ページへ

お支払例

1口に特約Ⅰ・特約Ⅱを付加してご契約した場合

肺がんで21日間入院され、所定の医療機関において重粒子線治療*6を受けられた場合。

(重粒子線治療*6の技術料(平均額)*7: 3,080,000円の場合)

- ガン入院給付金(主契約)
5,000円×21日間 **105,000円**
- 先進医療給付金
(先進医療給付特約(12)) **3,080,000円**
- 先進医療一時金
(先進医療給付特約(12)) **150,000円**
- 生活習慣病入院給付金
(生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型))
5,000円×21日間 **105,000円**



合計 3,440,000円

- *1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
 - *2 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
 - *3 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。
 - *4 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方は付加できません。契約年齢9歳以下の方で特約Ⅰのお申込みをされる場合は、先進医療給付特約(12)のみが付加されます。
 - *5 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、先進医療給付特約(12)からのお支払いはありません。
 - *6 上記の例は、平成29年1月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療は随時見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。
 - *7 「技術料(平均額)」は下記出典にもとづき算出(万円未満は切捨て)しています。(療養の種類や医療機関によっても異なります。)
出典：平成28年1月20日中央社会保険医療協議会 総会資料「平成27年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」(平成26年7月1日～平成27年6月30日の実績報告)
- ※先進医療給付特約(12)について、同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。また、給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

別表 〈手術給付倍率表〉

対象となる手術(88種類)	手術給付金日額に対する給付倍率
●頭蓋内観血手術、胃切除術、悪性新生物根治手術など(13種類)	40倍
●四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など(45種類)	20倍
●虫垂切除術、ヘルニア根本手術など(30種類)	10倍

月払保険料表 [団体取扱] **重要**

終身払プラン

- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉／保険期間・保険料払込期間：終身
- 3大疾病診断給付特約(03)／保険期間・保険料払込期間：80歳
- ガン化学療法・緩和療養給付特約／保険期間・保険料払込期間：10年(90歳まで自動更新。90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。)

1口の場合(入院給付金日額5,000円)

(平成29年1月現在、単位：円)

契約年齢	基本プラン		特約 I		特約 II		特約 III		特約 IV	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	手術補完給付特約 + 先進医療給付特約(12)		生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉		3大疾病診断給付特約(03)		ガン化学療法・緩和療養給付特約			
0歳	950	980	110	110	—	—	—	—	—	—
1歳	945	980	110	110	—	—	—	—	—	—
2歳	945	970	110	110	—	—	—	—	—	—
3歳	940	970	110	110	155	125	150	120	—	—
4歳	940	975	110	110	165	135	155	125	—	—
5歳	940	985	110	110	170	140	165	130	110	110
6歳	955	995	110	110	175	145	170	135	110	110
7歳	965	1,020	110	110	185	155	175	145	110	115
8歳	980	1,040	110	110	190	160	185	150	115	115
9歳	995	1,065	110	110	200	170	195	160	115	120
10歳	1,020	1,085	280	315	210	170	205	165	120	120
11歳	1,045	1,110	280	320	220	180	220	170	125	125
12歳	1,075	1,140	280	320	230	190	230	180	130	130
13歳	1,100	1,165	280	325	245	200	245	190	135	140
14歳	1,125	1,195	285	325	255	210	260	200	140	145
15歳	1,155	1,220	285	330	270	220	270	215	145	150
16歳	1,175	1,245	285	335	285	230	285	225	155	160
17歳	1,205	1,270	285	340	295	240	300	235	160	165
18歳	1,230	1,300	290	345	310	255	315	250	165	170
19歳	1,260	1,325	290	345	325	270	335	265	170	180
20歳	1,290	1,355	290	350	340	280	355	280	170	190
21歳	1,330	1,390	295	355	360	290	375	290	175	205
22歳	1,365	1,420	295	355	380	305	395	305	180	225
23歳	1,400	1,450	295	360	400	325	410	320	185	245
24歳	1,435	1,480	295	360	420	340	435	340	185	265
25歳	1,475	1,510	295	365	440	360	460	360	190	285
26歳	1,515	1,545	300	365	465	380	490	375	200	315
27歳	1,555	1,570	300	365	495	400	515	400	205	345
28歳	1,595	1,605	300	365	515	415	540	415	215	380
29歳	1,635	1,630	300	365	545	435	575	435	225	410
30歳	1,680	1,655	300	365	575	460	610	460	245	455
31歳	1,735	1,685	300	365	610	485	640	485	260	495
32歳	1,780	1,715	300	365	640	510	675	505	285	540
33歳	1,835	1,750	300	365	680	530	720	525	305	590
34歳	1,895	1,785	300	365	720	560	755	555	335	640
35歳	1,945	1,820	300	365	755	590	800	580	365	695
36歳	2,010	1,855	300	365	795	625	850	605	400	750
37歳	2,065	1,905	300	365	840	650	895	630	435	815
38歳	2,140	1,955	300	365	880	685	950	660	475	875
39歳	2,205	2,005	300	365	930	720	1,000	690	515	940
40歳	2,280	2,055	300	365	975	755	1,060	720	565	995

●2口・3口の場合の保険料について
 2口・3口の場合は、上記の保険料をそれぞれ2倍・3倍にしてください。ただし、特約Iおよび特約IVにつきましては以下となります。
 ・特約I：上記の保険料から110円(先進医療給付特約(12)の保険料)を引き、ご希望の口数に応じて整数倍し、110円を足してください。ただし、契約年齢9歳以下の方は手術補完給付特約を付加できませんので、口数にかかわらず、110円となります。
 ※先進医療給付特約(12)の保険料は、口数にかかわらず、全年齢男女一律110円です。
 ・特約IV：口数にかかわらず、一律、記載の保険料となります。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
 ※基本プランの保険料には、主契約、手術給付特約の保険料が含まれています。
 ※特約Iの保険料には、手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。ただし、手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方は終身払プランのガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例：30歳男性がガン化学療法・緩和療養給付特約(保険料245円)を付加された場合、40歳で更新される際の更新後のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料は565円となります。)

65歳払込満了プラン

- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉／保険期間：終身・保険料払込期間：65歳
- 3大疾病診断給付特約(03)／保険期間：80歳・保険料払込期間：65歳

1口の場合(入院給付金日額5,000円)

(平成29年1月現在、単位：円)

契約年齢	基本プラン		特約 I		特約 II		特約 III	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	手術補完給付特約 + 先進医療給付特約(12)		生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉		3大疾病診断給付特約(03)			
0歳	1,050	1,100	115 (-)	115 (-)	—	—	—	—
1歳	1,050	1,100	115 (-)	116 (-)	—	—	—	—
2歳	1,050	1,110	116 (-)	116 (-)	—	—	—	—
3歳	1,050	1,110	116 (-)	117 (-)	190	170	170	130
4歳	1,060	1,125	117 (-)	117 (-)	200	180	175	140
5歳	1,070	1,145	117 (-)	117 (-)	210	190	185	145
6歳	1,085	1,170	117 (-)	118 (-)	220	200	195	155
7歳	1,105	1,200	118 (-)	118 (-)	235	210	205	160
8歳	1,130	1,225	118 (-)	119 (-)	245	220	215	170
9歳	1,155	1,260	119 (-)	119 (-)	260	235	230	175
10歳	1,185	1,295	319 (119)	360 (120)	270	245	240	185
11歳	1,220	1,335	320 (120)	366 (121)	285	260	255	195
12歳	1,250	1,370	321 (121)	371 (121)	295	275	270	205
13歳	1,295	1,405	321 (121)	372 (122)	310	285	285	220
14歳	1,330	1,450	322 (122)	378 (123)	330	300	300	230
15歳	1,370	1,490	328 (123)	383 (123)	345	315	315	245
16歳	1,405	1,540	328 (123)	389 (124)	365	335	335	260
17歳	1,450	1,580	334 (124)	400 (125)	385	355	355	275
18歳	1,495	1,630	335 (125)	405 (125)	405	375	375	285
19歳	1,545	1,680	340 (125)	411 (126)	425	395	400	305
20歳	1,590	1,725	341 (126)	412 (127)	450	415	415	320
21歳	1,645	1,780	347 (127)	418 (128)	480	435	445	340
22歳	1,700	1,835	348 (128)	424 (129)	505	465	470	360
23歳	1,750	1,890	355 (130)	431 (131)	530	490	500	380
24歳	1,810	1,955	356 (131)	437 (132)	565	515	525	400
25歳	1,870	2,020	357 (132)	443 (133)	600	545	555	420
26歳	1,940	2,075	364 (134)	445 (135)	630	580	590	445
27歳	2,015	2,140	365 (135)	452 (137)	670	615	625	475
28歳	2,080	2,210	372 (137)	454 (139)	715	645	665	500
29歳	2,160	2,275	374 (139)	460 (140)	755	685	705	525
30歳	2,240	2,350	381 (141)	463 (143)	805	730	745	560
31歳	2,330	2,425	383 (143)	470 (145)	855	770	795	590
32歳	2,430	2,505	385 (145)	477 (147)	910	820	850	625
33歳	2,530	2,590	393 (148)	479 (149)	970	870	900	655
34歳	2,635	2,695	400 (150)	487 (152)	1,030	925	960	695
35歳	2,750	2,795	403 (153)	495 (155)	1,095	980	1,020	735
36歳	2,875	2,905	411 (156)	503 (158)	1,165	1,050	1,085	770
37歳	3,010	3,035	414 (159)	511 (161)	1,240	1,115	1,160	815
38歳	3,155	3,175	423 (163)	520 (165)	1,320	1,190	1,240	860
39歳	3,305	3,315	427 (167)	530 (170)	1,410	1,270	1,320	910
40歳	3,470	3,480	436 (171)	543 (173)	1,505	1,355	1,415	965

●2口・3口の場合の保険料について
 2口・3口の場合は、上記の保険料をそれぞれ2倍・3倍にしてください。ただし、特約Iにつきましては以下となります。
 ・特約I：上記の保険料から()内の先進医療給付特約(12)の保険料を引き、ご希望の口数に応じて整数倍し、先進医療給付特約(12)の保険料を足してください。ただし、契約年齢9歳以下の方は手術補完給付特約を付加できませんので、口数にかかわらず、記載の保険料となります。
 ※先進医療給付特約(12)は口数にかかわらず、一律です。

付加できません。したがって、契約年齢0歳から9歳までの特約Iの保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれていません。療法・緩和療養給付特約(保険料245円)を付加された場合、40歳で更新される際の更新後のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料は565円となります。

ご契約のお取扱い **重要**

ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日：毎年7月1日 ※一斉募集の締切日以降は、お申込み締切日の属する月の3ヵ月後の1日
- 保障が始まる日(責任開始期)：毎年6月の保険料給与天引き日 ※一斉募集の締切日以降は、お申込み締切日の翌々月の保険料給与天引き日
- このご契約には、団体取扱(第1種)特約条項で定める「第1回保険料を団体から払い込む場合の特則」が適用されますので、第1回保険料を給与から控除した日(「保険料の払込」参照)より保険契約上の責任(保障)が開始されます。
※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただけます。

お申込み資格および取扱範囲について

- お申込み資格
ブリヂストングループの役員・社員およびその配偶者・子どもで、ご契約日における満年齢が、終身払プランは0歳から70歳までの方、65歳払込満了プランは0歳から60歳までの方とします。配偶者・子どものみを被保険者とするお申込みもできます。
- 取扱範囲
入院給付金日額5,000円を1口として、3口(入院給付金日額15,000円)までお申込みいただけます。
※契約年齢14歳以下の方は1口のみのご契約となります。
※手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方は付加できません。契約年齢9歳以下の方で特約Iのお申込みをされる場合は、先進医療給付特約(12)のみが付加されます。
※生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉・3大疾病診断給付特約(03)は契約年齢2歳以下の方、ガン化学療法・緩和療養給付特約は契約年齢4歳以下の方は付加できません。65歳払込満了プランは、ガン化学療法・緩和療養給付特約は年齢にかかわらず付加できません。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

保険期間および保険料払込期間

- 終身払プラン
 - ・主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉の保険期間・保険料払込期間は終身です。
 - ・3大疾病診断給付特約(03)の保険期間および保険料払込期間は80歳です。
 - ・ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。
※この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。
- 65歳払込満了プラン
 - ・主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉の保険期間は終身、保険料払込期間は65歳です。
 - ・3大疾病診断給付特約(03)の保険期間は80歳、保険料払込期間は65歳です。

告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでいただけます。

- ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
- イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
- ウ. 申込日現在、妊娠していますか

<終身払プランで、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ>

- エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。

※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。

※保険金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされた場合は、保険金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、保険金などをお支払いします。

保険料の払込

- 保険料は団体取扱月払とし、毎月の給与より控除します。
(第1回は毎年6月の保険料給与天引き日です。また、一斉募集の締切日以降は、お申込み締切日の翌々月の保険料給与天引き日です。)

退職後のお取扱い

- 退職後も、所定の手続きにより個人扱(口座振替扱)で保障を継続することができます。
その際、保険料は団体取扱による割引がなくなるため若干高くなります。

保険金などの受取人

- 死亡保険金
労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償を受ける順位と同順位(配偶者・子・父母…の順)
※終身払プランは、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されているので、死亡保険金はありません。
- 給付金など(死亡保険金を除く)
被保険者

払いもどし金について

- この保険を途中で解約された場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。
(保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。)
- 保険料払込期間満了後の払いもどし金は死亡保険金と同額です。
(保険料払込期間満了までの保険料が払込まれている場合に限りです。)

契約者配当金について

- この保険には、契約者配当金はありません。

税務のお取扱い(平成28年12月現在)

- 死亡保険金
ご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。
被保険者が本人の場合の死亡保険金は受取人が法定相続人であれば「500万円×法定相続人数」の金額まで非課税となります。(相続税法第12条)
被保険者が配偶者・子どもの場合の死亡保険金は受取人が契約者であれば一時所得として課税されます。(所得税法第34条)
- 給付金など
非課税です。(所得税法基本通達9-21)
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)

代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の保険金などの受取人が保険金などを請求できない所定の事情があるときに、保険金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、保険金などを請求することができます。

- ①死亡保険金の受取人
- ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)
- ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

